

忠岡町介護予防・日常生活支援 総合事業の実施状況について

忠岡町 健康福祉部 高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業の位置づけ

■介護予防・日常生活支援総合事業とは

地域支援事業を構成する事業の一つとして介護保険法第115条の45第1項に規定。「総合事業」と称される。

地域支援事業とは・・・

介護保険法第115条の45の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

介護予防・日常生活支援総合事業の位置づけ

■介護予防・日常生活支援総合事業の構成

要支援者等に対して必要な支援を行う「第1号事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う「一般介護予防事業」からなる。

介護保険			介護予防・日常生活支援総合事業
保険給付	対象者	事業	
	要介護1～5	介護給付	
	要支援1・2	予防給付	
地域支援事業	要支援1・2 事業対象者	介護予防・生活支援サービス事業 （訪問型サービス・通所型サービスなど）	
	65歳以上のすべての人	一般介護予防事業	
		包括的支援事業	
		任意事業	

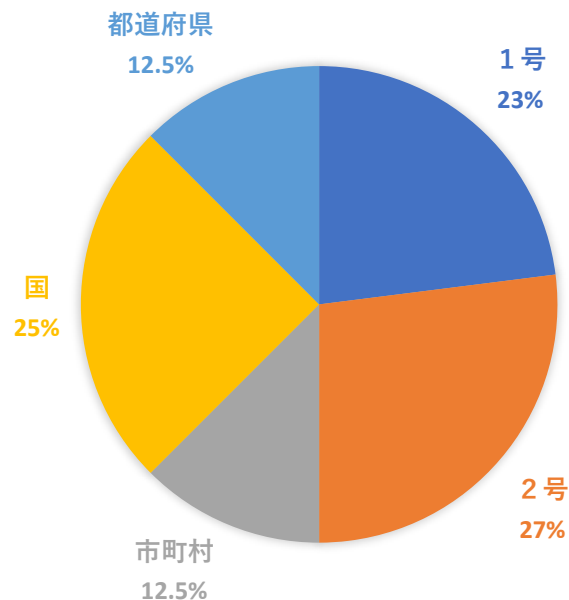
介護予防・生活支援サービス事業は、従来予防給付において「訪問介護」「通所介護」として提供されていたサービスが移行した。忠岡町においては、平成29年度から介護予防・生活支援サービス事業に移行している。

介護予防・日常生活支援総合事業の財源

■介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成

地域支援事業に要する費用については、「地域支援事業交付金」として交付される国及び府の負担金、市町村の負担金、被保険者の負担金から賄われ、介護予防・日常生活支援総合事業におけるそれぞれの負担割合は次のとおり。

1号	23%
2号	27%
市町村	12.5%
国	25%
都道府県	12.5%



1号：第1号被保険者（65歳以上）の保険料負担

2号：第2号被保険者（40～64歳）の保険料負担

（注意1）国の負担割合のうち5%分は、調整交付金として市町村ごとの交付割合（第1号被保険者の年齢階級別の分布状況や所得の分布状況等を考慮して算定）に基づき交付されるため、割合には変動があります。忠岡町の令和4年度の交付割合は7.21%であったため、国の負担割合は27.1%、1号負担割合は20.9%となります。

（注意2）包括的支援事業及び任意事業については、総合事業と財源構成が異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業の上限額

■事業実施における上限額

地域支援事業は、市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営状況、75歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額（上限額）の範囲で行う。（介護保険法第115条の45第4項）

原則の上限額

介護予防・日常生活支援総合事業の上限額は、原則として次の【ア×イーウ】とされる。

- ア 介護予防・日常生活支援総合事業への移行前年度の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援に係るもののみ）＋介護予防等事業の額
- イ 75歳以上高齢者数の伸び率
- ウ 申請年度の介護予防支援に係る額

選択可能な上限額

上記のほか、選択可能な上限額として、次の【エ×オーカ】が定められている。

- エ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行前年度の予防給付費（介護保険法第52条に列挙されているもの）＋介護予防等事業の額
- オ 75歳以上高齢者数の伸び率
- カ 申請年度の予防給付費額全体

個別協議

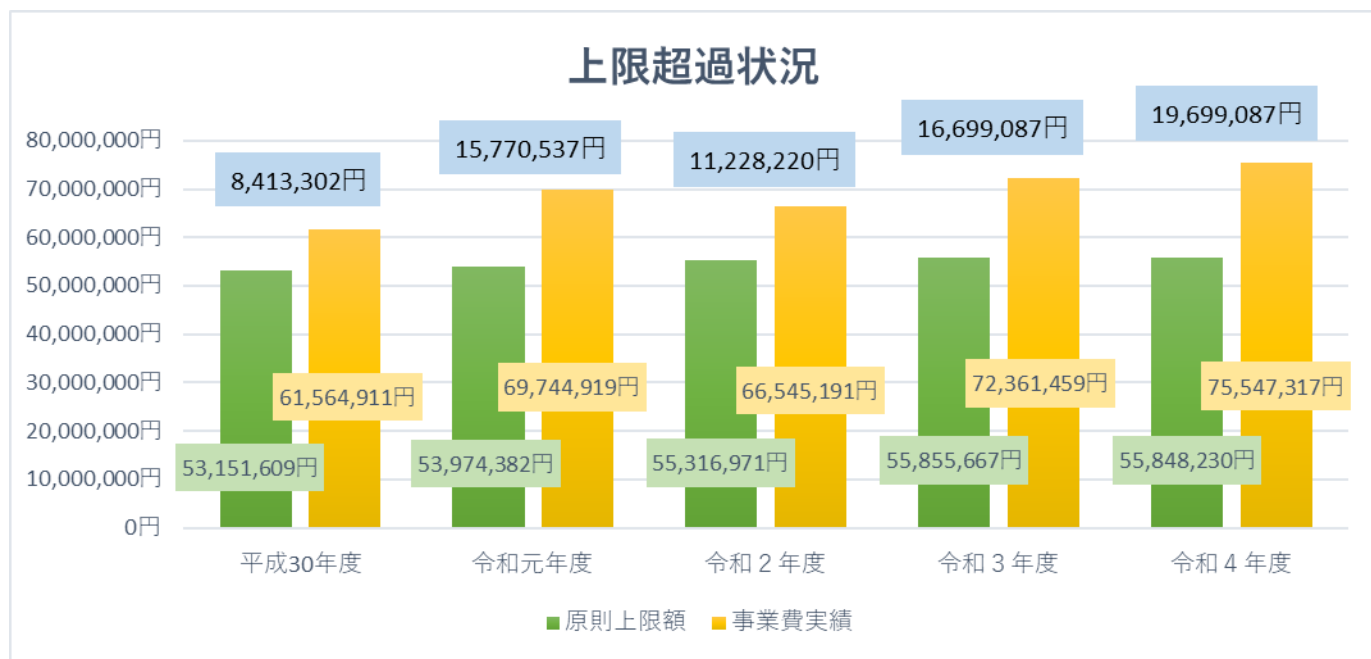
原則の上限額又は選択可能な上限額を超過して事業を実施する場合は、個別の判断による協議によって承認された場合のみ、超過分に対する交付金が交付される。

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過状況

■ 上限額を超過して実施

忠岡町では、総合事業に移行した平成29年度を除き、平成30年度以降上限額を超過した状態が継続している。

	原則上限額	選択可能な上限額	事業費実績	上限超過額
平成30年度	53,151,609円	33,360,684円	61,564,911円	8,413,302円
令和元年度	53,974,382円	27,341,422円	69,744,919円	15,770,537円
令和2年度	55,316,971円	26,093,652円	66,545,191円	11,228,220円
令和3年度	55,855,667円	23,562,559円	72,361,459円	16,505,792円
令和4年度	55,848,230円	14,698,604円	75,547,317円	19,699,087円



忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

■要因①

介護保険給付は年々増加傾向にあるが、原則の上限額のベースとなる平成28年度は予防給付が一時的に減少した年度であった。

介護予防・生活支援総合事業移行前後の対象事業給付費（令和5年度のみ見込額）

	原則の上限額算定時のア	介護予防訪問介護		介護予防通所介護		介護予防支援		介護予防事業費
平成26年度	59,193,160円	27,297,590円		19,901,241円		9,420,810円		2,573,519円
平成27年度	61,903,061円	29,654,128円		17,891,773円		11,152,980円		3,204,180円
平成28年度	58,236,670円	27,454,467円		16,943,100円		10,869,970円		2,969,133円
	原則の上限額算定時のア 相当	介護予防訪問介護 ※予防給付	訪問型サービス	介護予防通所介護 ※予防給付	通所型サービス	介護予防支援 ※予防給付	介護予防 ケアマネジメント	一般介護予防事業
平成29年度	57,737,470円	13,161,419円	12,054,672円	8,593,435円	8,086,973円	9,603,484円	2,059,146円	4,178,341円
平成30年度	70,878,639円	↑ 1年間の移行期間が あったため、平成29 年度のみ発生	28,910,171円	↑ 1年間の移行期間が あったため、平成29 年度のみ発生	21,438,528円	9,533,776円	4,941,287円	6,054,877円
令和元年度	80,206,134円		31,928,420円		26,908,747円	10,723,204円	5,333,290円	5,312,473円
令和2年度	77,607,830円		33,213,931円		25,891,677円	11,367,619円	5,337,156円	1,797,447円
令和3年度	84,924,785円		33,959,847円		28,919,507円	12,869,884円	5,543,486円	3,632,061円
令和4年度	88,356,742円		35,416,729円		31,421,868円	13,263,831円	5,712,342円	2,541,972円
令和5年度	90,708,981円		33,208,920円		33,682,061円	13,990,000円	6,684,000円	3,144,000円

原則の上限額算定時のア・・・介護予防・日常生活支援総合事業への移行前年度の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援に係るもののみ）＋介護予防等事業の額

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

■要因②

要支援認定者の増加もしくは横ばい傾向の中、総合事業に完全移行した平成30年度以降は事業対象者数も増加し、総合事業の対象者が増大。

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（要支援1・2及び事業対象者）の状況

	要支援1	要支援2	事業対象者数	合計
平成26年度	143人	156人		299人
平成27年度	128人	166人		294人
平成28年度	140人	140人		280人
平成29年度	147人	169人	4人	320人
平成30年度	186人	193人	22人	401人
令和元年度	165人	173人	36人	374人
令和2年度	208人	167人	52人	427人
令和3年度	189人	174人	63人	426人
令和4年度	193人	171人	47人	411人

※要支援認定者数は各年度末時点、事業対象者数は各年度10月1日時点

★事業対象者は、原則要介護（要支援）認定申請による非該当の判定が出た場合にチェックリストを実施し、基準に該当する場合に認定される。（要支援認定者が認定更新時にチェックリストを実施し、事業対象者へ移行する場合もある。）

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

■要因③

訪問型サービス・通所型サービスにおいて、多様なサービスの提供が進まない。

忠岡町で提供している総合事業のサービス類型

訪問介護相当サービス（現行相当）

訪問介護員が自宅を訪問し、生活援助（掃除、洗濯等）や身体介護を行う

訪問型サービス A（緩和基準）

訪問介護員等が自宅を訪問し、生活援助（掃除、洗濯等）を利用者とともに行う

通所介護相当サービス（現行相当）

通所介護施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための支援を日帰りで行う

通所型サービス A（緩和基準）

3 時間程度のデイサービスで、閉じこもり予防やレクリエーション体操などを行う

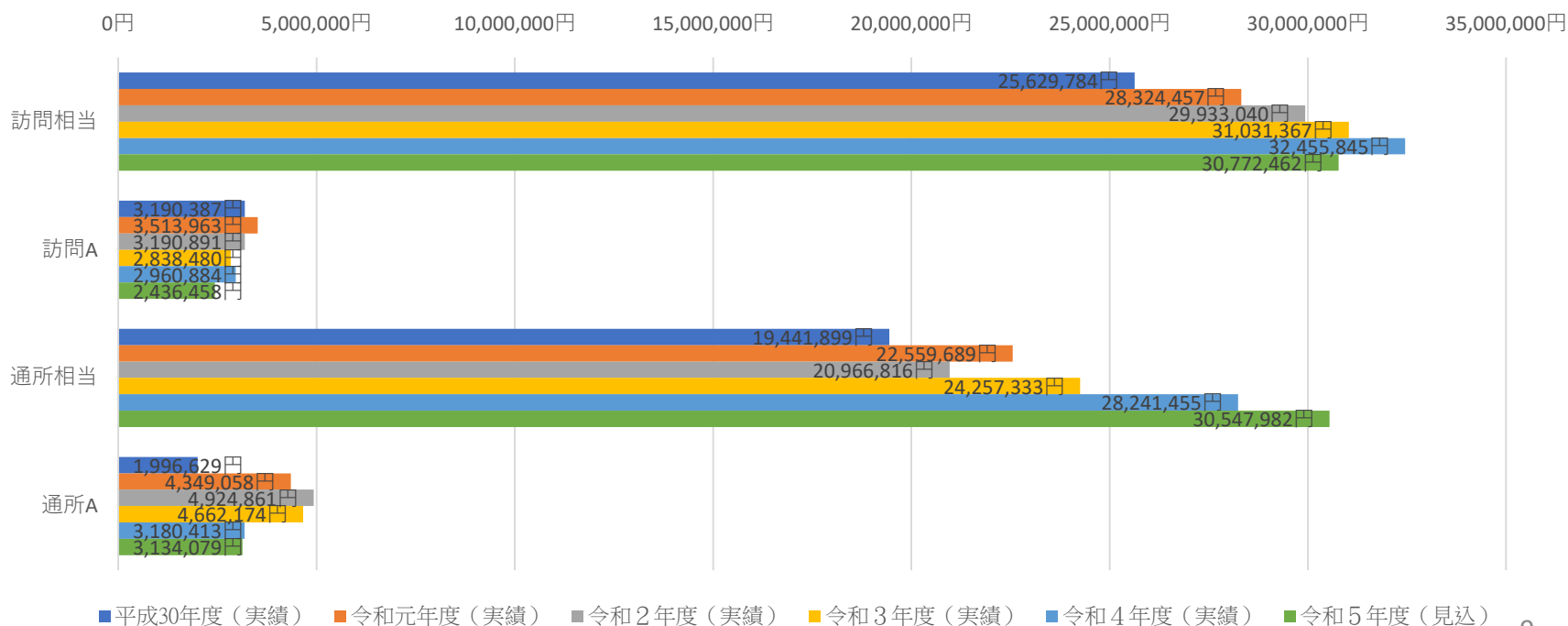
従前の訪問介護・通所介護に相当する現行相当を除くサービス類型（A 以外にも B、C などがある）を“**多様なサービス**”と呼称する

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

忠岡町介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）実施状況①

給付費

	平成30年度（実績）	令和元年度（実績）	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（見込）
訪問相当	25,629,784円	28,324,457円	29,933,040円	31,031,367円	32,455,845円	30,772,462円
訪問A	3,190,387円	3,513,963円	3,190,891円	2,838,480円	2,960,884円	2,436,458円
通所相当	19,441,899円	22,559,689円	20,966,816円	24,257,333円	28,241,455円	30,547,982円
通所A	1,996,629円	4,349,058円	4,924,861円	4,662,174円	3,180,413円	3,134,079円

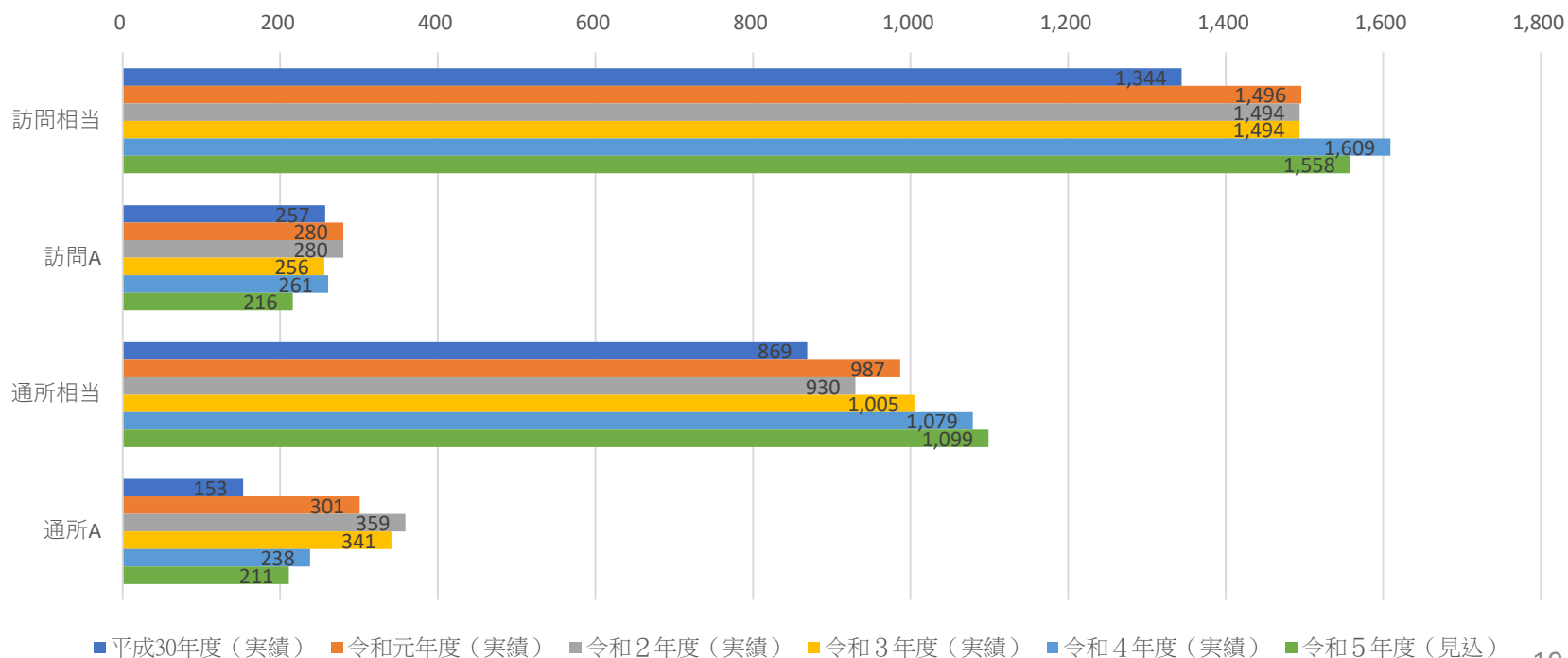


忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

忠岡町介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）実施状況②

利用件数

	平成30年度（実績）	令和元年度（実績）	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（見込）
訪問相当	1,344	1,496	1,494	1,494	1,609	1,558
訪問A	257	280	280	256	261	216
通所相当	869	987	930	1,005	1,079	1,099
通所A	153	301	359	341	238	211



忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

忠岡町介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）実施状況③

サービス提供事業者数

	平成31年3月	令和2年3月	令和4年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和5年9月
訪問相当	56	58	72	74	75	78
訪問A	27	25	28	28	26	27
通所相当	52	56	60	53	56	57
通所A	19	20	20	19	21	20

■多様なサービスの提供が進まない原因

現行相当の対象者の考え方としては、「既にサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要なケース」や「退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要なケース」などであり、**状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進していくことが重要**であると国から示されている。しかし、本町では現行相当の利用に特に基準等を設けておらず、給付費の大部分を占めてしまっている。

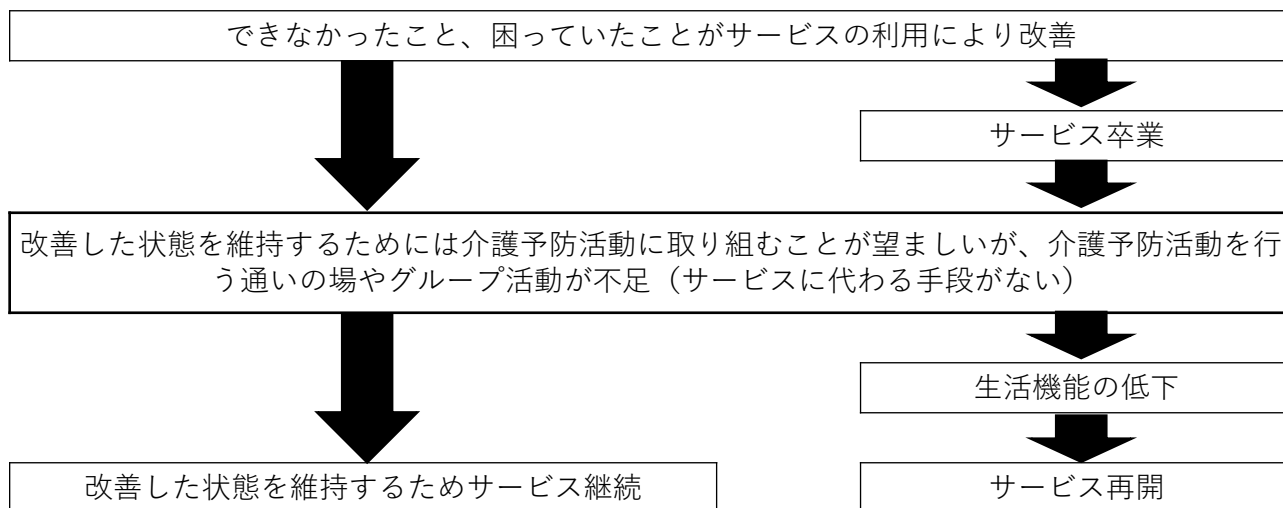
サービス提供事業所数についても、現行相当は特に訪問で増加傾向にあるが、サービスAは横ばい状況であり、近隣他市の運用がサービスA優先（※）であるため、サービス提供枠の都合で忠岡町の被保険者はサービスAが使えず現行相当を利用するケースもみられる。

※現行相当の利用について一定の基準を設けているため。

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

■要因④

介護予防の場が不足しており、介護予防の取り組みが広がらない。また、要支援状態の方がサービスの利用により改善しても、その後の受け皿が無い。



サービスを使い続けてしまう

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

忠岡町における介護予防の場

通いの場（地域における介護予防の自主グループ活動）

高齢者をはじめとする地域の方が、集会所などに自主的に気軽に集まって体操や運動・趣味活動などを通して介護予防を行う「通いの場」の取組が全国的に推進されている。

➡ 町で把握している通いの場がほとんどなく、活動を広げる支援が困難。

介護予防教室

町主催で介護予防に関する教室（インターバル速歩、お元気いきいき教室、楽トレサークル）を実施。

➡ 自宅でもできる運動なども取り入れたメニューとなっているが、メンバーが固定化してしまい多くの方に取組が広がらない。

総合福祉センターや文化会館におけるクラブ活動

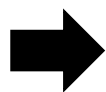
各施設で、運動や趣味のクラブ活動が行われている。

➡ こちらもメンバーの固定化問題があり、参加しづらいとの声もあり。

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

街かどデイハウス

介護保険を使わずに地域で自立した生活を維持するため、住民参加による日帰り介護予防サービスを提供。



町内唯一の街かどデイハウス「花水木」が平成31年3月で閉鎖。

★閉鎖以降、「花水木」利用者の要介護（要支援）認定申請が増加

申請に至った理由の例：運動や交流の場がなくなったので、デイサービスに行きたい。

街かどデイハウスは、忠岡町の介護予防の場として大きな役割を果たしていた

現在、街かどデイハウスの実施事業所を募集している。

自宅でもできる介護予防の取組

令和3年度末に忠岡町オリジナル健康体操「ただおかいきいき健康体操」を製作。
体操の動画をYouTubeで公開中。住民や団体にDVDを無料配付し、健康体操を使用する自主グループの立ち上げを支援。



効果検証については、DVDの配付者（約100名）に対しアンケートを今後実施予定
従来の自主グループでの活用はあるものの、新規グループは立ち上がっていない。

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5年2月実施）の結果より

以下のような会・グループに年数回以上参加している人の割合

ボランティア	9.0%
スポーツ関係	15.3%
趣味関係	12.5%
学習・教養	4.9%
介護予防のための通いの場	3.4%
老人クラブ	4.7%
自治会	14.3%
収入のある仕事	24.4%

忠岡町における介護予防・日常生活支援総合事業費の上限超過要因

■要因⑤

新型コロナウイルスの影響によるフレイル高齢者の増加

コロナ流行期の外出控えなどをきっかけに閉じこもりがちになり、心身の機能が衰えて「フレイル」状態となる高齢者が増加した。



要支援認定者・事業対象者の増加

(参考) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果によるリスク判定

調査実施時期	運動器機能	転倒	閉じこもり	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ傾向
令和2年3月	13.7%	29.6%	13.5%	1.6%	23.5%	61.2%	37.8%
令和5年2月	16.9%	31.6%	14.3%	1.1%	25.8%	42.0%	38.4%

○生活機能が低下して今までできていたことができなくなり、ヘルパー利用を希望する

○閉じこもりや運動不足解消のため、デイサービス等の利用を希望して新規申請をするケースも



訪問型・通所型サービスの利用増加

第9期計画以降の介護予防・日常生活支援総合事業

■上限を超過している事業費を低減しなければならない。

現行の総合事業をそのまま継続すると原則の上限額は超過し続け、超過分を被保険者の保険料で全額賄わなければならない恐れがある。

これまでは・・・

令和5年度の地域支援事業交付金申請までは、新たな介護予防教室の取組や健康体操DVDの作成などの新規事業を実施し、一時的に費用は増加するものの、これらの取組が広がることで今後の費用低減が見込めることを理由に上限超過の個別協議を行い、承認されていた。

しかし、令和6年度以降は個別協議の要件がさらに厳しく見直されることが示されている。

【令和4・5年度に承認された個別協議要件】

前年度以降で総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、事業費の再構築、産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合

【令和6年度以降の個別協議要件（案）】※令和5年度全国介護保険担当課長会議資料より
前年度以降で総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、事業費の再構築、産官学の取組の推進により、当該プログラムの導入年度から起算して3年度経過後には総合事業に要する額が原則の上限額の範囲内となることが見込まれる場合

令和6年度以降、個別協議が承認されなければ、上限超過分の事業費については交付金が交付されず、100%保険料負担となってしまう

第9期計画以降の介護予防・日常生活支援総合事業

■多様なサービスの提供の推進、介護予防の取組の浸透を目指す。

費用低減のためには、介護予防の取組を推進することで事業の対象者を減少させるとともに、サービスが必要な対象者には状態に応じた多様なサービスを提供し、**現在の現行相当サービス中心の状況を変化**させる必要がある。

■介護予防活動の活性化

介護予防の場の不足により介護予防活動が広がらず、介護予防に取り組む高齢者が少ないことが課題。多くの方に介護予防に取り組んでいただきたい。

○引き続き介護予防教室を実施。特に、新規利用者の獲得を目指す。

○介護予防の場（通いの場）の立ち上げを支援。

○街かどデイハウスの開設を支援。

○オリジナル健康体操DVDの活用を促進、活用グループ・団体の支援。

○介護予防に関する情報発信（広報や健幸まつりなどのイベントを活用）。

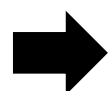
第9期計画以降の介護予防・日常生活支援総合事業

■多様なサービスの見直しについて

現行相当サービス利用時の基準設定を検討

先述のとおり、現行相当の対象者は総合事業移行以前の介護予防サービス利用者のための経過措置的な意味合いが強く、**利用者の状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進していくことが重要**であると国からも示されているところである。サービスAの利用を優先的に実施している近隣他市のように、本町でも一定の基準を設けた上で多様なサービスの利用を促進する必要がある。

(例) 新規で事業対象者の認定を受け、訪問・通所サービスを利用する場合

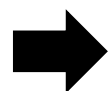


「原則、サービスAを利用してもらい、現行相当サービスの利用を希望する場合は必要な理由等をあらかじめ届け出る」等の基準を設ける。

多様なサービス等を新たに創設、移行を目指す

現在提供している多様なサービスはサービスAのみであるため、本町の特徴に応じたその他の多様なサービスの創設について検討。まずは、現在の現行相当中心のサービス利用状況からニーズの高いサービスを洗い出し、ニーズに応じた多様なサービス・高齢者福祉施策を創設。現行相当サービスからの移行を推進予定である。

(例) 訪問型サービスで買い物支援を受けている利用者の割合が高い場合



多様なサービスの「訪問型サービスB（住民主体による支援）」や「訪問型サービスD（移動支援）」による買い物支援サービスを創設

高齢者福祉施策として移動スーパーなどの導入支援